

平成21年度事業計画

○支援課・金融課の統合によるワンストップサービスの強化

平成21年度は、財団設立6年目を迎え、新たなステージへと踏み出していく年と考えております。先般の厳しい経済環境をも踏まえ、市内中小企業者の方々等のために、財団内が一丸となって支援事業を展開してまいります。

支援体制といたしましては、これまでも、創業融資をはじめ、支援課と金融課が連携して業務にあたっておりましたが、平成21年度より、両課を統合して「支援・金融課」とし、更なるワンストップサービスの充実と業務の効率化を推進してまいります。

○支援事業計画の概要

平成21年度は、未曾有の不況時にあって、各種経営相談体制の充実を図る一方、時代のうねりを超えて大きく羽ばたこうとしている創業者や事業者を支援し、これら企業の発展を通じて地域経済を活性化すべく事業を展開してまいります。

事業の実施にあたっては、これまで以上に地域の支援機関との連携を強化してまいります。

また、本年度は、さいたま市が実施するテクニカルブランド企業認証事業の一環とし、財団における認証企業に対する支援も始まります。グローバルな市場で活躍する優良企業の支援等を通じ、財団のレベルアップも図ってまいりたいと考えております。

さらに（財）埼玉県中小企業振興公社と共同で運営している産学連携支援センター埼玉においても公設試験研究機関や各大学との一層のパイプ強化による地域の連携強化で技術的課題を抱えた市内中小企業への課題解決のための一層の支援強化をしてまいります。

○融資事業計画の概要

融資事業では、昨年9月のリーマン・ブラザーズの経営破綻による金融危機の影響が全世界を駆け巡り100年に一度と言われる急激な景気後退に見舞われ、市内の中小企業者は先行きの見えない厳しい経営環境にさらされています。

このような中、今年1月に創設したセーフティネット保証1号から6号の認定を受けた市内中小企業者を対象にした「セーフティネット資金」の申込受付と合わせ既存融資制度（特別小口・特別中口・中口・創業支援）の申込受付を実施することで、市内中小企業者の資金繰りの安定を支援してまいります。

○勤労者福祉サービスセンターの概要

平成22年度をもって国庫補助金が廃止されることから、会員の拡大や補助事業の見直し、収益事業の確保など自立化への施策が急務となっています。

そこで会員拡大については、厳しい経済状況ではありますが、勧誘専属の職員と4名の事業推進員が中心となり、10名以上の中堅企業に対する積極的な新規加入の働きかけを引き続き行ってまいります。さらに、団塊の世代の退職による会員数の減少を防止

するため、ふろむ会員への取り込みも積極的に行ってまいります。

また、アンケートを実施するなど会員ニーズを的確に把握し、潮干狩りツアーや収穫体験などより魅力ある事業の提供に努めてまいります。

平成21年度事業概要

1. 創業／新事業創出支援事業

(1) 創業者支援セミナー事業（寄附行為第4条第1項第2号）（1,448千円）

① さいたま市ベンチャー塾

創業者発掘の入り口となるセミナー。募集人員は30人程度で、年2回開催予定。選定テーマとしては、創業への啓蒙、創業段階の事業者の課題解決への糸口等、実務家の体験談等を事例に取り入れていく予定。20年度は第1回目として「はじめての起業入門」、第2回目として「社会企業家から学ぶ」、第1回目はセミナーに対する個別相談会を開催。本セミナー参加後、起業成功セミナー・SNB大賞申込み・案産館入居等の創業者支援事業への誘致を狙う。

・セミナー（1～2日コース） 年2回開催（各回定員30名）

② よく分かる起業成功セミナー

定員10名で8日間行う創業者向け実務コース。実際に創業を目指している方が対象であり、事業計画の作成、販路開拓、ビジネスプランのプレゼンテーション等のカリキュラムを行う。本セミナーに参加後、案産館への入居、SNB申込みなど、当財団の事業へと深く関わることが多い。案産館にて開催予定。

・毎週土曜日4～8日間コース 年3回開催（各回定員10名）

(2) 創業アドバイザー派遣事業（寄附行為第4条第1項第2号）（840千円）

多くの経営課題を抱える創業予定者、及び創業後の事業者を対象に、様々な課題の解決を図るため、登録されている創業アドバイザー（登録専門家）を派遣し、事業化の促進を図る。20年度から、対象創業者を、創業後1年から創業後3年に拡大したこと等により利用拡大が図られており、21年度事業においても、創業者の事業化促進を図るための有力な事業のひとつである。

・創業アドバイザー（専門家）の派遣（年間40回程度）

(3) インキュベータ（案産館）運営事業（寄附行為第4条第1項第2号）（5,097千円）

創業準備コース（1室3名（社）×1室）、新事業コース（1室1名（社）×4室）の計7名（社）の収容規模を有するビジネスインキュベーション施設。インキュベーションマネージャーが基本的に常駐し、入居者に対しては総合的な支援を行っているため、入居者と財団との紐帯は強く、21年度事業においても、成功事例創出のための重要な位置づけである。

① 創業準備コース

創業を志す方に、開業をより早く確実にを行うため共用オフィスを提供するとともに、インキュベーションマネージャーによるソフト面及び「創業アドバイザー制度」での支援

を実施する。

② 新事業コース

創業間もない創業者（基本的に法人設立後）に対し、専用オフィスを提供し、インキュベーションマネージャーによるマーケティング等の支援を行い、事業のスタートアップ期における事業展開のスピードアップと雇用促進を図る。

(4) 案産館クラブ運営事業（寄附行為第4条第1項第2号）（109千円）

案産館入居者、及び入居終了者等により構成される経営者組織であり、現在クラブ員数は約40名。会費は無料。20年度は研修会・交流会を2回開催。案産館退室後のポストインキュベーション事業のひとつである。

- ・研修会 2回開催（各回定員10～20名）

(5) さいたま市ニュービジネス大賞（SNB大賞）運営事業（寄附行為第4条第1項第2号）
（5,148千円）

さいたま市内の創業・新事業者、及びさいたま市内での事業展開を考えている創業・新事業者を対象にしたビジネスプランコンテストであり、平成20年度は、最優秀賞1名（賞金50万円）、優秀特別賞1名（賞金30万円）、優秀賞2名（賞金10万円）、奨励賞3名（プレ創業賞、コミュニティビジネス賞、女性創業賞、賞金各5万円）を表彰した。21年度事業においても、成功確立の高い創業者、新事業者を発掘するために非常に有効なビジネスコンテスト。表彰のみならず、受賞者のPRも行っていく。

- ・年1回開催（最優秀賞1名、優秀特別賞1名、優秀賞2名、奨励賞3名を表彰予定）

(6) さいたま市ニュービジネス大賞受賞者特別支援事業（寄附行為第4条第1項第2号）
（2,170千円）

上記SNB大賞において、一定の審査を通過した優れたビジネスプランに対して行う支援事業。販路開拓の専門家派遣、事業発展のための課題解決を行い、事業成功の支援を行う。本事業を通じ、成功事例を創出していく。

- ・受賞者を含む一定の審査を通過した14名に対する特別支援事業を行う予定

(7) 新製品開発補助事業（寄附行為第4条第1項第5号）（2,000千円）

大学等の研究機関と市内中小企業者が共同で行う新製品・新技術に関する研究、試作品開発事業に対し、補助金を交付する。

- ・2件の申請を想定

2. 相談事業

(1) 窓口相談事業（寄附行為第4条第1項第1号）（4,395千円）

市内企業、創業予定者に対し、財団窓口等で、中小企業診断士等の窓口相談員が、経営・

創業相談に対応すると同時に、財団の各事業への誘導を図る。また、優秀な企業やビジネスプラン発掘、あるいは企業の課題解決のため、職員等が積極的に企業を訪問し、アドバイスを実施するとともに支援事業につなげていく。

(2) 専門家相談事業（寄附行為第4条第1項第1号）（757千円）

税理士、弁理士等の資格保有者による相談会の他、創業・ホームページなど特定テーマによる相談会等を実施する。会場は財団相談室のほか、市立中央図書館、埼玉県創業・ベンチャー支援センター等で実施する。

- ・年間36回程度

(3) 専門家派遣事業（寄附行為第4条第1項第1号）（3,909千円）

事業の拡大を図る企業の支援を中心に、企業の様々な経営課題に対し登録専門家を派遣する。

- ・専門家派遣 年間250回程度

※セーフティネット資金融資制度の申し込みがあり、融資が実行されなかった中小企業については、5回まで負担金を無料とする。

3. マーケティング・販路開拓支援事業

(1) マーケティングセミナー事業（寄附行為第4条第1項第4号）（697千円）

経営者・営業部長クラスを対象とした、マーケティングに関する戦略的もしくは実務的なセミナーを開催する。

財団の特徴づけとしてこの分野をアピールしていく。

- ・3回開催 定員は各回30～50名程度を想定 平日夜2時間程度

(2) 展示会出展支援事業（寄附行為第4条第1項第3号）（1,250千円）

首都圏で開催される展示会において、市内企業の出展及び販路開拓を支援する。

4. 経営力強化事業

(1) 講演会事業（寄附行為第4条第1項第3号）（2,212千円）

市内中小企業者及び創業予定者の経営力強化につながるテーマ・講師を選定し、講演会を開催する。併せて、財団の知名度向上にもつなげていく。

- ・産業創造フォーラム講演会 1回開催
- ・コラボさいたま講演会 1回開催

(2) 研修会事業（寄附行為第4条第1項第4号）（549千円）

若手幹部候補者を主な対象とした経営研修会を開催する。

(3) 人材獲得支援事業（寄附行為第4条第1項第3号）（668千円）

さいたま市内の中小事業者では、依然、雇用環境は厳しいことから、市の労政課や他の関連機関と連携しながら、情報提供及びノウハウを伝えるセミナー等を開催する。市内の産業人材の育成等も視野に入れる。

5. 広報事業

(1) ホームページ運営事業（寄附行為第4条第1項第3号）（500千円）

財団の各種支援メニューの紹介、事業の案内及び申し込み、財団支援企業のPR、その他経営・創業に役立つ情報を発信する。

(2) 情報誌発行事業（寄附行為第4条第1項第3号）（3,640千円）

市内企業および創業予定者に対し、経営に関する情報を提供するとともに、財団の支援事業および施策の周知を図る。

・情報誌「Next Stage」の発行 6,000部発行（うち4,000部送付）×年4回

(3) 財団広報全般（寄附行為第4条第1項第3号）（2,054千円）

財団の支援メニューや財団そのもののPRを実施する。

6. 調査分析事業

(1) 市内企業経営課題調査事業（寄附行為第4条第1項第3号）（2,100千円）

財団の支援メニュー開発や具体的支援先発掘のために、市内企業等に対する調査を実施する。

(2) さいたま市地域経済動向調査事業（寄附行為第4条第1項第3号）（3,518千円）

さいたま市内の事業所の景気動向を、四半期ごとに、業種別、規模別に調査し、分析、公表することにより、市内の事業所に情報提供を行うとともに、さいたま市や財団が効果的な施策を推進していく上での基礎資料とする。毎回のアンケート調査に合わせ、財団の職員も実際に一部事業所訪問を同行して行い、事業所の生の声をヒアリングする。

7. 商店街経営改善事業

(1) 商店街組織運営事業（寄附行為第4条第1項第1号）（600千円）

商店街組織に専門家を派遣し、商店街活動活性化のためのアドバイスを実施する。

・専門家の派遣（4団体×5回程度）

(2) 商店街経営診断事業（寄附行為第4条第1項第1号）（652千円）

商店街に所属するやる気のある個店グループの活動を支援する。

- ・ 専門家の派遣（3グループ×10回程度）

8. 産学連携事業

(1) 産学連携推進事業（寄附行為第4条第1項第5号）（10, 100千円）

さいたま市と埼玉県と共同で設置する「産学連携支援センター埼玉」にコーディネータを2名、職員を2名、計4名配置して下記の業務を推進する。

① 産学連携コーディネータの配置

産学連携を推進するため、経験豊かな企業OB等の産学コーディネータを配置し、産学官による共同研究体の形成、競争的資金の獲得支援、管理法人業務を通じた研究開発の推進などの活動を行う。

② 研究開発型企業の調査・発掘

研究開発型企業を訪問してニーズ調査を行い、企業のニーズに適した、大学等の研究機関をマッチングし共同研究等へ発展させていく。

③ 大学・研究機関シーズ調査・発掘

②における企業のニーズ調査に対応できる最新の技術シーズを企業に広く提供するため、大学等の研究機関の技術シーズを調査・発掘する。

④ 個別研究会（タスクフォース）の実施

大学の教育機能も活用して、大学の研究室と連携し、市内中小企業の課題解決へ導き出す個別研究会（タスクフォース）を実施し、研究成果を広く発表してその成果の他の中小企業への普及を目指す。

⑤ 公設試験研究機関等のアドバイザー活用補助金

市内中小企業の研究開発や技術力向上に役立てるため、公設試験研究機関等の他の支援機関と連携して、公設試験研究機関等の職員と財団職員、コーディネータと一緒に支援を行い、公設試験研究機関等の技術アドバイザー制度等を活用した場合には補助を行うことで市内中小企業の技術力の底上げを目指す。

(2) 戦略的基盤技術高度化支援事業（寄附行為第4条第1項第5号）（25, 000千円）

平成19年度より経済産業省の委託を受け、戦略的基盤技術高度化支援事業の事業管理者として「アモルファス金属粉末を原料としたマイクロ部品の製造技術の開発」の研究開発の推進に携わっているが、平成21年度も引き続き事業管理者として推進していく。

(3) 地域資源活用型研究開発事業（寄附行為第4条第1項第5号）（19, 635千円）

平成20年度より経済産業省の委託を受け、地域資源活用型研究開発事業の事業管理者

として「埼玉の自動車部品軽量化をめざすチタン・マグネ溶接自動化の開発」の研究開発の推進に携わっているが、平成21年度も引き続き事業管理者として推進していく。

9. テクニカルブランド認証企業支援事業

(1) 技術開発支援事業（寄附行為第4条第1項第1号）（5,000千円）

さいたま市テクニカルブランド認証企業が行う技術・新製品開発を支援する。研究開発の実行については、さいたま市産業創造財団から企業への委託の形で行うが、研究開発プロジェクト全体の管理についてはさいたま市産業創造財団が行う。

研究開発の成果を広く普及させるための広報活動として、研究成果発表会、展示会出展、ホームページ掲載等を行う。

(2) 経営強化支援事業（寄附行為第4条第1項第1号）（2,500千円）

高度な知見を有する専門家をテクニカルブランド認証企業に派遣し、技術力を事業に結び付けていくために必要な、マーケティング戦略・事業戦略の策定やマネジメント能力向上を支援する。

(3) 人材育成支援事業（寄附行為第4条第1項第4号）（2,500千円）

高度な知見を有する専門家や機関（組織）を活用し、研修会や個別指導を通じ、テクニカルブランド認証企業に対し、上記（1）の研究開発能力と（2）のマーケティング・事業化能力を融合させるための高度なマネジメントスキルの導入及び人材育成を支援する。

10. 融資事業

(1) 融資事業（寄附行為第4条第1項第12～14号）（7,211千円）

さいたま市が実施する制度融資（創業支援資金融資を含む）に伴う受付調査業務を受託し、融資相談から受付まで中小企業者及び創業者の資金ニーズに迅速に対応し、利用者の利便性と地域産業の振興を図ります。

① 融資制度の改正

これまで、セーフティネット保証5号の認定を受けた市内中小企業者を対象に「緊急特別資金融資」で対応してきましたが、リーマン・ブラザーズの経営破綻による影響で昨年10月以降急激な景気後退に見舞われ、市内中小企業者の資金繰りの悪化がさらに懸念されることから、新たに本年1月に「セーフティネット資金融資制度」を創設しました。平成21年度も引き続き「セーフティネット資金」の申込受付を実施することで、市内中小企業者の資金繰りの安定を支援してまいります。

② 融資制度等の推進

(ア) 融資制度の周知及び広報

(イ) 融資の相談及び申込受付

- (ウ) 融資枠の照会及び調査
- (エ) 中小企業診断士への診断依頼
- (オ) 出張相談会の実施
- (カ) セーフティネット保証制度に伴う相談・申込受付・認定及びセーフティネット資金の申込受付

1 1. 勤労者福祉事業

- (1) 勤労者福祉に関する調査研究事業（寄附行為第4条第1項第7号関係）（187千円）

中小企業勤労者の要望に即した勤労者福祉の事業を実施するため、余暇施設、余暇活動、福利厚生等について調査研究を行う。

 - ① 勤労者福祉サービス検討委員会の開催 年3回開催（委員9名）
 - ② 全国中小企業勤労者福祉サービスセンター東日本ブロック会議
 - ③ 埼玉県中小勤労者福祉サービスセンター協議会
 - ④ 指定都市中小企業福祉共済団体連絡協議会
 - ⑤ 全国中小企業勤労者福祉サービスセンター職員研修

- (2) 勤労者福祉に関する情報提供事業（寄附行為第4条第1項第9号関係）（2,500千円）

中小企業勤労者の要望に即した勤労者福祉に関する事業の紹介及びセンターで実施する各種事業等について情報を提供する。

 - ① センターニュース「ワークジョイさいたま」の発行（6,500部×6回）
 - ② インターネット・携帯電話による情報提供

- (3) 中小企業勤労者の福利厚生事業（寄附行為第4条第1項第11号関係）（83,091千円）

中小企業勤労者が生涯にわたって豊かで充実した生活を送れるよう各種事業を実施する

 - ① 共済給付事業
入学・結婚・出産などのお祝金や、休業などの見舞金の給付を行う。

 - ② 生活資金融資あっ旋事業
結婚資金、出産資金、教育資金など不時の出費に対し融資のあっ旋を行う。

 - ③ 健康の維持増進に関する事業
人間ドック・脳ドック受診料の一部補助（限度額6,000円）を行う。

 - ④ 余暇活動援助に関する事業
 - (ア) 飲食・ショッピング施設等の割引
会員証の提示により会員が割引サービスを受けられるよう提携を行う。
 - (イ) レジャー施設の割引及び補助事業
レジャー施設の入場券・乗物券の一部補助を行う。
 - (ウ) 法人会員施設の利用補助事業

法人会員施設を会員が使用する場合に料金の一部補助を行う。

(エ) 各種チケットのあっ旋

- ・バス共通プリペイドカード・映画鑑賞券・コンサートチケットなどの割引販売を行う。
- ・コンビニエンスストアとの提携により、提携店でチケットを購入した場合の代金の一部補助を行う。

(オ) レクリエーション事業

日帰りバス旅行、映画鑑賞会、収穫体験などを開催する。

(カ) 自己啓発事業

会員及び家族に対し、料理・陶芸等教室を開催する。

(4) 勤労者福祉に関するその他の事業（11,963千円）

会員の拡大を図るとともに、割引提携やサービスメニューの拡大など会員サービスの向上を図るため各種事業を実施する。

① 会員の拡大事業

(ア) 事業推進員及び職員の営業活動による会員の拡大を推進する。

(イ) 会員からの紹介による会員の拡大を推進する。

(ウ) 各種メディア等を利用したPR事業を行う。

(エ) 窓口でチケットや参加費支払をした場合、支払った金額の2%をポイントサービスし、ポイント数に応じて割引サービスを実施する。

(オ) 加入対象を退職者に限定した「ふろむ会員」制度を導入し、退職による退会の防止を推進する。

(カ) ガイドブックを発行する。

(キ) 中小企業退職金共済制度の周知を図る。

② 割引提携店の拡大

「ライフサポート倶楽部」加入によるサービスメニューの更なる充実を図る。

12. 職員厚生事業

(1) 職員厚生事業（寄附行為第4条第1項第14号）（549千円）

職員の福利厚生の一環として設けている「職員厚生給与金規程」に基づき、職員の納付金（給料月額1000分の5）と財団負担金（職員納付金と同額）により、職員の結婚、出産、入学等の祝い金、見舞金、弔慰金等を支給する。